

自由討論

自衛権行使容認とは何か

河井 これから自由討論ということで、自由にご発言願いたい。

平岡 集団的自衛権の問題については、どこに問題意識をもって議論するかということで議論の中身が違ってくるのかなあと思う。今行われていることは、どうも安倍さんの土俵の上に乗っかって、これは「集団的自衛権」にあたるのか、あたらないのか、こんなことができなくていいのかといった、非常に技術的な、ある意味ではありもしないようなことを頭の中で想像して、無理やり考えだしてきたような事例に基づく議論。そういう議論に乗っかっていていいのかなという気がする。集団的自衛権については、実は我々の仲間で意見交換会をやっている。

私が言いたいのは、「日本がどういう国になることを目指すのか」とか、その前提として「未来の世界をどういう世界にしていくのか」そこを議論していくべきじゃないかということだ。集団的自衛権にあたるかどうか、という議論は些細な議論をしている気がしてしょうがない。でもそういう議論をしかけられたときに、何の反論もしないという事では「現実を考えていない」と批判されるので、無視することもできない。しかし、本質の議論を中心に、どういう世界、どういう日本を目指すのかというところを、国民のなかで議論していくべきじゃないか。

稲生 私はそこところは判らないが、どういう国にするのかという理念のことも考えていくべきだと思う。私も国民は、原点に帰るとしたら、戦後民主主義の憲法の、平和国家になるという考え方、基本的人権、中立とか、いろんな事を挙げている。それを中心にどんな国にしていくかということを考えていかなければならない。戦争が出来る、出来ないって言うが、もう戦争はしないと云ってる訳だから、そういう国を作ろうと云ってるのに、そうじゃないんだと、段々なし崩しにしていくようになっている。本来考えている国とは違った方向に進んでる。

平岡 おっしゃるとおりだと思うが、中国とか北朝鮮とかが引き合いに出されて、「やられたらやりかえすのは当たり前じゃないか」というのが若い人たちの論理のレベルだ。論理が粗雑である。世界の脅威っていうのは何も戦争だけじゃなくて、環境問題とか、エネルギーとか食糧とか、貧困とか病気だとか、脅威は沢山ある。そういう脅威に人類が立ち向かっていく為には、やっぱり協調と協力と共存というのが大事だ。その中で日本がどういう協力をしていくか、そういう思考パターンで考えていく。いさかいが起こったら紛争を拡大する方向で物事を考えていくのではなくて、紛争が拡大しないように、なるべく紛争が起こらないようにという事をこころがけていくべきじゃないか。そんな発想である。たしかに「日本国憲法」に書いてある事、これは非常によく考えられた理想がしっかり語ってある。それを変えてどうこうするというつもりは、私にはない。ただ安倍さんの論理の持つて行き方は、「やられたらどうするんだ」というところから出発している。

河井 「やられたらどうするのか」という問いに対する答えを出さんと、議論が展開しないということなのか。

平岡 やられたらどうするのか、というよりももっと大きな話として、「どういう世界を作

るのか」、「その中で日本がどういう役割を担っていくのか」というのがある。たとえば仮に、そういうものにまだ賛同していない北朝鮮が、なにかのはずみで武力攻撃をしてきたとしたらどうするのか、という話はあるかもしれない。その前に、なんで北朝鮮が武力攻撃してくるのかというところを、ちゃんと考えなきゃいけない。日本に武力攻撃してきたとしても、北朝鮮には何の利益もないという状態のもとで、ほんとに武力攻撃してくるのかということ、ちゃんと分析しなきゃいけない。それで北朝鮮と全面衝突して戦争するという馬鹿なことではなくて、紛争が局地的なものに限られ、拡大しないようにおさえこんでいくというような知恵を、われわれが働かさなきゃいけない。そういった順を追った議論をすべきじゃないかと思う。どういうレベルでこの集団的自衛権の問題を考えるべきかというところで、提言の仕方も違って来るかもしれない。少なくとも安倍さんは、稲生さんの文章の始めに、「アメリカの信頼を確かなものにしようとしている」という風に書いてあるけれど、安倍さんはおじいさんの岸信介が言った「普通の国」というか、憲法を改正して軍隊が持てる国にしたいというところが一番先にあって、それをしようとしている。アメリカは、これまで「集団的自衛権の行使をするように」という圧力をかけてきたが、今や日本のイスラエル化を恐れているとも言われている。安倍さんは、アメリカの信頼を確かなものにする以上に、世界の中で「普通の国」になるという岸信介の発想を、孫である自分が実現をしていきたいと考えているような気がする。

普通の国になるという発想

稲生 「普通の国」っていうのは「戦争のできる国」っていう事だろう。それが普通であるかどうかは大きな議論の分かれ目だ。

河井 稲生さんは集団的自衛権という、今の政治の中の具体的な問題をどうするというテクニカルな事ではなく、基本はこうだということから論じ返そうという取り組み方をした。たとえば、北朝鮮や中国が攻めてきたらどうする、という議論が出た時にどうするかということについて、稲生さんどう考えるか。

稲生 今それについて答えるひとは多分いないと思う。さっき言ったように、今、戦争の脅威というものが本当にあるのかどうかというふうなことから出発していかなきゃいかんと思う。私はもうすでに無いと思っている。それを解決していくには外交でやっていくしかない。普通の国といたらそういうことじゃないか。戦争じゃなくて、日本を中心に外交を考えるということじゃないだろうか。

河井 東京でぼくらと同年配の人達とこんな問題について議論をすると、中国がそのうちにやって来るよ、ありや何とかせにやあいかんと、議論がすぐそっちへいく傾向がある。彼らにはそれが当然の論拠になっていて、だから基地も必要なのだということになる。だから国を守らなきゃいけない、アメリカとの協力が必要だという答えになってしまう。稲生さんは、今軍勢力を必要とする状況にはないと言ったが、そう思わない人が意外と多い。

井原 この議論をどうするかということだが、どういう国を、どういう世界を作っていくのかという議論がもちろん基本であるが、それをやるんだったらもっと徹底的にやればいいと思う。当面「集団的自衛権」について、憲法を無視して、民主主義のルールも無視して閣議決定で解釈かえて、もう来年の四月には法律もいっぱい変えて、集団的自衛権の行使ができるようにどんどん作ろうとしている。そういう状態の中で、今回の集団的自衛権

を認めるようなやりかたが本当に許されるのか。とても許されないと私は思うのだが、今のほんとに大変な時に、この政策を考えて、緊急に意思表示をした方がいいんじゃないかという意味で申し上げた。もしそうであれば、「集団的自衛権」の行使をあんな乱暴なやりかたでしようとしている、あのやり方は許されない事だという事を早急に言う方が良くと思う。あまり議論を広げない方がいいんじゃないか。それはまた改めてするにしても、いま起こっている問題にたいして、われわれの「それはとんでもないことなんだ」という意見を言う。あまり議論することではない。意思統一はすぐできるんじゃないかという気がする。稲生さんはこれにご自分の思いを全部書かれている。平和基本法の話とか、自衛隊の話とか、かなり幅広くなっているが、そこまで広げるととてもすぐに提言はできないということになる。もっと「集団的自衛権」に絞って、今無茶苦茶なやりかたでやろうとしているその事に対する声明にしたらどうだろうか。

平岡 井原さんが言ったような範囲で議論するのが一番いいと思う。集団的自衛権でなくて、個別的自衛権とか警察権の行使とかで対応できるんじゃないかというような議論はあるかもしれないけれど、安倍さんが何故そんなに急いでいるのかというところだ。「憲法改正している時間的余裕はない、危機が切迫している」ということを彼が言ったりする。そういう彼らの認識を、我々が共有できるのかできないのか、というところも議論した方がいい。だから先ほど河井さんが言ったように、中国が攻めてきたらどうするんだという声、安倍さんの「中国がいつ来るかわからないときにそんな悠長なこと言ってられない」という話に対して、どういうふうに我々として反応するのか、考え方を整理する必要もある。

井原 そういう事も当然少し触れていった方がいいかもしれない。

南部 集団的自衛権を論じていく段階で、安倍さんのやろうとしている事はどんどん変わっていく。世の反応を見ながら変えていく、ひどく無責任な話の進め方だと思う。「私的懇談会」だったか、そのなかでも問題が出てきた。まともに議論できなかったという。本人に事前に資料を渡さず、当日配って議論した。これじゃ問題だ。集団的自衛権という言葉が残らさえすれば、あとはどうでもいい、というふうに私は受け取った。そこだけが彼にとっては大事なんだ。内閣法制局長官が解釈を裏読みして、集団的自衛権の行使が現憲法下でも可能ということにかえた。結局、目的のために手段を選ばずに、どんどん進めている。やっぱり憲法9条の解釈を変えてやるという事が根本的におかしい。やりかた、手法を含めて問題がある。とにかくわれわれの考えを急いで出すべきじゃないか。

稲生 解釈をかえても急がなきゃならない、ということが私にはわからない。どうしたんだろうか。第一次安倍内閣のときから第二次まで積み上げてきたわけだろう。総仕上げとして、解釈を変更して、一挙にやっつけてしまおうというわけだ。どうしてそんなやり方をするんだろう、何を目標に考えているんだろう。

平岡 安倍さんは、岸信介ができなかったこととして、集団的自衛権の行使ができるんだということを実現したいのだ。憲法を改正するのは大変だから、憲法解釈の変更で、集団的自衛権の行使をできるようにする。これだけじゃないか。

改憲のための理屈

井原 そのために政治をやっているようなもんで、もっといえば集団的自衛権に名をかりて、普通に武力行使ができる国にしたいというのが、彼の政治信条。憲法改正でやろうとした

が、ころころ変わっていった、「憲法改正」はなかなかできない、そこで突然「解釈の変更」でやろうということになったわけじゃないか。何故今解釈の変更でやらなきゃならない緊急性があるのかということではなくて、「憲法改正できないからこれでやっちゃおう」ということだ。あとは理屈として中国が危ないからとか北朝鮮が危ないからとかいっている。

河井 それは後からつけた理由なのか。

井原 もっと言えば、安倍内閣がいつまでも続く訳じゃないから、その間に全部やってしまいたいということがあって、焦りはある。アベノミクスだってそう続くわけないので、焦りがあると思う。

平岡 何故そんなふうまでして急いでやってるのかと安倍さんが言ってる部分に対して、外に向かって我々が反論できないといけない。そんなに緊急性があると内閣が自信を持って言えるんだったら、それを国民に説明したら、国民だって判ってくれるはずだ。緊急性を理由に憲法改正の手段でやらないっていうことは、理由にならない。

稲生 解釈を変えてまでやらなきゃならないっていう理由は、私にはわからない。国民は変えて欲しくない、反対だと思ってるからできないんでしょ。解釈に頼らなきゃしょうがないわけだ。これも大きな矛盾だ。

平岡 7月1日の閣議決定の時に、菅官房長官が記者会見で「限定された集団的自衛権の行使容認は国民の過半数が賛成していると言った。どんな世論調査をもとにそんな事を言ってるのか私もよくわかんなかったけれど、集団的自衛権の行使を容認するのに反対か、賛成かって聞いたら、反対が50%を超えて、賛成が30%台。憲法解釈の変更による行使には反対が70%、賛成が20%台だと思っていたのだが。

政党政治の劣化だろう

南部 私は政党政治が劣化してきていると思う。昔の自民党だったらこんな暴挙はせんと思う。今はどういう力関係になっているのかわからないけれども、もうみんな黙りこくって何も言おうとしない。自民党の中から意見が出ているのは村上さんだけ。これじゃあ安倍の独走を止められない。そこをなんとかしなきゃいかん。民主党や野党側がどういふふうにかこの問題に取り組んでいくのかを注視しているが、まとまった意見の表明はない。もう一つ、何故こんなに急ぐのか。安倍だけのせいではないと私は思う。安倍は、所詮坊っちゃん総理だと思う。どうも外務官僚の独走があるんじゃないかと私はみたい。正しいかどうかわからないが、外務官僚は、対米折衝の過程で、アメリカからいろいろ吹き込まれているのではないかと。アメリカの財政が厳しいので、日本の手助けが欲しい。そういう話から集団的自衛権をなんとか行使できるようにしてくれよっていう話が当然あると思う。

平岡 私は半分部外者であるけど、役所にもいた。外務省にもいた感覚からいうと、外務省が考えている事と安倍さんが考えている事は同じじゃない。外務省はどっちかというとな集団安全保障の方の武力行使を望んでいる。安倍さんは集団的自衛権の方だ。だから閣議決定するにあたって「集団安全保障の方では武力行使はだめ」となりそうだったので、外務省が盛り返して、「集団安全保障でも武力行使ができるんじゃないか」というところまで持って行った。なぜ役所はそう言っているかという、国際交渉の中で、日本が武力行使できないというハンディをもって交渉するのが非常にやりづらいというのがあから。安倍さんの場合はそこまで意識がなくて、昔から言ってるような「個別的自衛権

でしか武力行使できないんということはおかしい。集団的自衛権は権利を持っているが行使できないっていうのはおかしいじゃないか」っていうようなことで、集団的自衛権にこだわってやってきた。個別的自衛権を超えて武力行使をすることについては、外務省と安倍さんとの思惑が一致しているので、安倍さんは、外務省の官僚を内閣法制局長官に据えたり、先ほどの安保法制懇（安全保障法的基盤の構築に関する懇談会）の座長に柳井さんという外務官僚を据えたり、国家 NSC（国家安全保障会議）の局長に外務官僚を据えたりとか、外務官僚をこの問題について主要なポストにすえている。

南部 ウクライナの問題も、ガザ侵攻の問題もそうだ。国際的な安全保障の意識は働いてない。先ほど稲生さんの説明にあった、国連に頼っていくことが出来ない状況になってきているんだと思う。そこらへんが非常に深刻な問題じゃないか。

稲生 今アメリカの力が弱まっているということがある。イラクからも撤退しなきゃならない、もう泥沼みたいな状況の中で、戦争の問題と経済の問題を一緒に考えなきゃならない。今そういう泥沼になろうとするのを、自衛権を認めることによって、さらに深化する日米同盟というのが、どんなはたらきをしてくるんだろう、ますますおかしくなるじゃないかと私は思う。だから日本独自の考え方をもっと出していかなきゃならんと思う。

日本の主体性はどこに

津田 各国からの圧力ではなくて、安保条約で解釈する。だんだん自衛隊の力がついてきたから。はっきりしないのが「指揮権」の問題だ。あれは吉田茂首相の時に、指揮権がアメリカにあるということをも認めたという。もし、集団的自衛権の指揮権がアメリカにあるということになれば、当然自衛隊はアメリカの思いどおりに使われ、アメリカのための集団的自衛権ということになろうかと思う。指揮権がどうなるかという事もちょっとはつきりしておかないといけない。

稲生 指揮権でいえば全部アメリカの指揮だろう。これははっきりかいてある。後方支援というのは、もちろんアメリカの指揮に従って後方支援をしてるのだ。だからその中には日本の主体性は一つもない。それが今の現実だろう。

津田 その密約がずっと生きていくのかどうか、そりゃ実に大きな問題だ。何のための集団的自衛権かという意味で、インパクトのある問題だと思う。

平岡 津田さんの言ったのは、「集団的自衛権」の行使の場面ではあるけれど、日本にとってみれば「個別的自衛権」の発動のケースだろうと思う。アメリカが集団的自衛権の行使ということで日本防衛のために武力攻撃をすると、その場合、個別的自衛権を行使する自衛隊とアメリカが一体となる、指揮権はアメリカにある。こんどの閣議決定雄では、逆にアメリカがどこかで戦争している時に日本が武力紛争の中に参戦していくわけだ。集団的自衛権行使ということで。その時は本来は自分の意思で参戦するかしないかってことを決めていくわけだから、指揮権をどっちが持つかというのは、理屈をいえばどっちもありうるだろう。ただ日本が他の国同志の戦争に参戦したときに 自分で勝手にふるまってもらっても困るから、もともと当事者同士で戦っている方の、我が国と密接な関係のある国が、指揮権を持つような形で物事はうごくんじゃないか。これは論理的な思考の中で推測されることだ。

津田 おそらく集団的自衛権にたいしては、自分の意思でというよりは、アメリカの意思

で言ってくるということやろうと思う。

稲生 要請はたぶんあるんだろうと思うが、要請がないかぎり行かないという訳にはいかない。

平岡 でも要請があっても、日本は断ることは可能なわけだ。

津田 日本にはそういう自立した主体性はない。意思も何もない。そりゃ安保条約がある限り、アメリカがいえばそりゃ・・・

平岡 今は、日米安保条約は極東が対象になってるから、イラクなんかに行くときに日米安保条約を根拠にどうのこうのということはないと思うんだが。

稲生 先ほど平岡さんから、安倍さんは自衛権行使を容認したいだけのことだ、他にあまり意味無いんだというようなことを伺ったが、容認して次に何があるかという事については、たくさんは聞いていない。平岡さん自身はそのことについてはどう考えるのか。

平岡 たぶん年末までといわれている日米ガイドラインで、日本がどういうふうな役割を担うことになるのかということで見えてくるだろうと思う。安倍さんが是非これはやりたいとか、ここまでしかやらないぞという、明確な理念とか考え方はたぶん持ってなくて、今回集団的自衛権の行使が認められるということで、憲法改正という考え方を変更した。それが少しでも反映されていけばそれで良しとするというのが 今回のガイドラインにおける安倍さんの姿勢ではないかと僕は思う。

稲生 そのガイドラインというのも、私はすごく疑問に思っている。

南部 やっぱり今安倍さんはダブルスタンダードだ。国内向けには制限があるように言っておいて、外に行ったら「これで何でもできます」と平然と言う。これは本当にひどい。だからダブルスタンダードだ。うそつきの総理大臣と言わざるを得ない。

自衛権を行使するための三要件

井原 たぶんガイドラインとか法令の中で、後方支援みたいなものもかなり広がっていくだろうし、武力行使の三要件で該当すれば武力行使できることになったわけだから、あの要件を書いて行くだろうから、現実には戦争を始めた時に、日本も出かけて行って武力行使ができるような書き方がされていくんだろうと思う。そうしておいて安倍さんはそれで満足だろうけど、具体的な事例が起こった時に大変なことになると思う。アメリカから要請を受けて、それこそ断われなくなるだろうから、歯止めがなくなるだろうから、イラクに行って戦争することはないといっても、無いと口で言ってるだけ。できるように要件が変わっていったら、アメリカから要請されたら、断りきれなくなる。そうすると具体的にそういう事例が起こった時に、米軍と一緒に戦っていくんじゃないかと思う。朝鮮半島で起こったときに、確実に朝鮮戦争の時と違って日本も参戦して行くことになるんじゃないかという気がする。恐ろしい事を、安倍さんは適当に、まあできればいいみたいな、少し変えられれば良いみたいなことで、喜んでるのかもしれないけど、現実になにか起こった時には大変なことになるんじゃないかなと思う。

津田 集団的自衛権を安倍がやるとしたら、アメリカが自由に他の国から軍事援助をうけるとしたら、今のところ日本しかない。イギリスもだめだし、フランスは全然、情報の問題でそっぽをむいてる。絶対ありえん話。日本だけだ、引っ張って行けるのは。

藤川 安倍さんは戦後レジームの脱却と言っている。要は戦前の状態にしたいんだろう。

ってことは、軍の国になるだろう。オバマさんは彼自体が起こした戦争はない。そういうところへ安倍首相はうまいことつつこんで、日本を戦争できる国にするというような気もしないではない。オバマさんはまるきりブッシュとちがって、まったく戦争を起こした人じゃない。そういうことといえば 日本が肩代わりをさせられる、いやするんだという意識でおるのかなあとと思わざるをえない。安倍晋三は困った人だ。

津田 憲法を解体するなら、安保条約を止めりゃいい話で、戦後レジームからの脱却なら、根本的に矛盾しとる。日本が負けて武装解除したうえに、平和憲法を作って与えて、朝鮮戦争が始まったら日本の軍事力を使おうということで、警察予備隊。安保条約は日本を守るという名目で、戦場を継続するためにやったわけだから、それをずっとひきずって、岸もそれを引き継いできたわけだから。去年4月、安倍が・・・

井原 4月の独立した憲法？

津田 あんなのでもアピールしなきゃ、全然矛盾している。それに対して一切マスコミが報道しない。国民も関心をもたない。

河井 集団的自衛権の問題に絞って、何らかの態度表明をしたいと、さきほど提言があった。それでないと広がるだけ広がって収拾つかなくなる。その時、「集団的自衛権」とは何だ、どういう事なんだ、ということについてのほぼ合意がないと、いろんな解釈がでる。言葉として「集団的自衛権」こりゃいかんことだといっても、ここと、ここが問題なのだという事をまとめておく必要があるんじゃないか。そのときに「集団的自衛権がなぜ必要なのか」ということの議論はあまり深追いする必要はないということになるのか。いろんなことをどんどん口実につけられているから、それを追っかけても答えは出てこない。要するに集団的自衛権はいかんことであって その内容はこういうことであるということをもまず確認すれば、稲生さんの今日の議論と繋がってくると思う。

井原 今どこを指摘されてるのか判らない。

平岡 3 ページの「集団的自衛権」と太字で書いてある下のところに「集団的自衛権とはなんぞや」と一応書いてある。河井さんはここの定義が曖昧だっていうのか。

河井 いや、それだけでいいのか、集団的自衛権の問題性はこれで言い尽くされているのか、ということだ。

井原 今回いろんなことが言われている具体的な事例があるが、ああいうのはほんとに些細なことで、あんなのがほんとに問題じゃなくて、例えばイラクとか朝鮮半島で起きた、アメリカと一緒に戦争することができるようになった、そういうものなんだという、その概念をすこしはつきりさせようということだろう。実際に集団的自衛権を認めるという事はどういうことになるのかっていう事を 共通認識を持とうってことだろう。

河井 それは理念からくるわけだろう。特に日本国憲法の平和主義の理念、国連の理念、そういうものからしてこの集団的自衛権は間違っている、そういう攻め方をするのか。それとも、集団的自衛権にはこんな重大な問題が秘められている、だからこれはやっちゃいけないんだという、現実からときおこすのか。 **井原** それは両方だと思う。そもそも集団的自衛権の行使は日本の安全とか日本のこれからの防衛と考えた時に問題がある、危険で問題があるから、そもそも集団的自衛権をやるべきではないという議論もしなきゃならんと思うが、 もう一つは、今の憲法の解釈からしてとてもできない話なんだと、それを

強引に憲法改正もやらないで解釈変更でやる、手続きを間違っている、やり方も間違っている、その両方を言わなきゃいけないと思う。ここで強調して言うのは 集団的自衛権というのはそもそもやっぱり問題があるんだけど、民主主義と憲法に基づいてきちっと議論すべきであって、解釈で変えていくようなことは到底許されることではないという事を、最終的には強調したものにした方がいいかなと思う。

南部 だから過去に政府答弁でいろいろ言ってる。何回も。それが基本的な集団的自衛権の概念だと私は思う。それを今破ろうとしてる。自民党政権がずっと積み上げてきた解釈を変えようとしてる訳だ。

河井 そこが問題なのか。

南部 そこが問題。集団的自衛権はここにかいてあるとおりで。特に 3 ページの頭に書いてある「自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにも拘わらず、実力を持って阻止する権利」(1981, 政府答弁)。この 2 行だ。いままでの政府見解はこれだろう。

稲生 そうだ。

南部 だから憲法に違反するよ、はみ出すからできないのだよ、と言ってる訳だ。そこははっきりしているのに、解釈によって何故変えるのか、その根拠はどこにあるのか、ということを行わなければいけない。

河井 やっぱり憲法を物差しにして。

自衛権行使のための三要件

井原 理論的根拠は今度の武力行使の三要件閣議決定の中に一応書いてある。このあいだ国会答弁を聞いてたら、内閣法制局長官が出てきて、「武力行使三要件」の中に、他国に対する武力攻撃でも、日本に対する深刻な被害が及ぶ場合には、集団的自衛権とは書いていないのだが、武力行使ができると書いてあって、それが集団的自衛権の新しい解釈ということになっている。従来の個別自衛権の行使の要件とほとんど変わらない。侵害があって、他に選択肢がなくて、必要最小限でなくてはいけない。その自衛権行使の三要件とほとんど変わらない。むしろ厳しくした形で、一番最初に、他国に対する攻撃、自国じゃない、他国に対する攻撃があった場合も、三要件に該当すれば、集団的自衛権武力行使ができるとある。そもそもそれが非現実的である。他国に対する武力攻撃があって、日本に急迫の侵害が及ぶとか、日本の存立が根底から脅かされるというのはほとんどあり得ない事なんだけど、でも理論的にそういうことがあれば、武力行使ができるとかいてある。国会で長官が出てきて、公明党の北川さんにさんざん質問されて答えている。最後に言ったのは「この新三要件は憲法 9 条の解釈を変えてません。従来の考え方を覚えてません」と。だから今の政府の安倍さんとはものすごく違うのだけど、少なくとも法制局長官は、国会で解釈変更はしてないんですって言う。われわれは改憲だって言ってるんだけど、ものすごいこじつけの議論で、このあと山口の方で会議があつてきいたら、ある学者がこれを取りあげて「これは公明党の大勝利なんだ、集団的自衛権を認めたようになってるけど、ものすごい限定がされていて、従来の解釈とほとんどかわっていない、限定されているから、安倍さんのやることにタガをはめたのだ」といって、公明党の大勝利なんだと言ってるけど、すごい違和感がある。

平岡 「木村そうた」っていう人じゃないか。

井原 「公明党の大勝利だ」といってる人がいて、山口の会議でそれを持ちだしてきて、憲法を守ろうという人なんだが、武力行使の三要件というのはものすごい厳しい要件なんだから、それを第二次安倍政権は良く知らないんだから、これをきちんと大臣たちに知らせて、制限かけていけばいいんだという。ちょっとそれは違うんだと思った。それぐらい政府と公明党が思っている事は違う。公明党はたぶん全国の学会の人達に、限定行使なのだ、公明党がものすごいタガをはめたから、これは個別自衛権とほとんどかわらないんだ、9条は変えてないんだ、と言って全国で説明して歩いてると思う。

平岡 この前、予算委員会の集中審議で、岡田克也が質問したときに、安倍さんは「ホルムズ海峡の機雷掃海について、石油が途絶えることによって、日本の中小企業が倒産の危機に瀕し、国民の生活の安定が根底から覆される場合には、真要件に該当する可能性がある」と答弁した。だからいくらでも可能性は有りうる。米軍が攻められて要請があった場合も、「米国からの要請を断ることで日米同盟を毀損すると、日本の死活的なことにかかってくるから、これも可能性が有り得るんだ」と岸田外相が言った。そういうのを聞かされると、公明党とは理解が全く違う。

井原 いや違う。長官はつきつめられて、具体的な事例にはお答えできません、具体的な事例はその時々状況とか総合的に判断して決める、ですからこの基準において決めるんですと逃げるのだが、逃げながら「僕の三要件の考え方ってのは、例えばアメリカが攻撃されたときに、その戦禍が我が国にも及ぶ危険性がほんとに明らかな場合でないと、この三要件には該当しないんです。ホルムズ海峡で機雷が敷設されてアメリカとイラクが戦ったとしても、日本がそれで攻撃される恐れなんてほとんどないじゃないですか。だからこの三要件からいったら絶対ホルムズ海峡のことなんか読めないし、安倍さんが言ってる経済的に日本が危機に陥るからなんてことは、法制局の考え方からいったら絶対この三要件に該当しない。さらに日米同盟のためになんてことも該当しない。唯一日本が攻撃されて、日本の国民の安全が根底から脅かされる場合でないと、武力行使の三要件はみたさない」と法制局の長官は明確に答弁している。だから安倍さんの言ってる事はぜんぜん違う。これからそれが問題になるのかもしれないけども、そういう事も極力頭に入れておいた方がいいかもしれない。集団的自衛権そのものが、どんなことになるかということだ。日本がどういう行動していくことになるのか。アメリカと一緒に戦争して行くことになるんじゃないか、ということと、今回のこういう閣議決定で容認に踏み出したことについては、憲法違反だと思う。総理大臣自ら憲法に違反している。許されないということを中心に言っていっていいんじゃないかと思う。あんまり細かい議論より、とりあえず今の時期に言うべきことをいっていいんじゃないか。

河井 一応世論調査なんかでみると、憲法を変えようということまで言う人はそれほど多いわけではない、という前提があれば、憲法を基本にして議論を進める方が説得力がある。

井原 解釈で憲法を変更するのはけしからんっていうのは、世論調査でもけっこう多い。

津田 集団的自衛権という言葉のなかに、どういうキーワードがかくされているかというのが一番問題だ。極東の時の解釈がそうだ。ある言葉の意味がわからんづくに法律を通した。

井原 密約とか、裏での解釈とか、いっぱいある。

白木 ちょっと話がそれるかもしれないが、そもそも戦争ができるようにする時に、だれが得をするかという事を考えてみると、戦争できるようにしたいと思ってる官僚がそういうふうセットして、それを安倍さんが言ってる、としても、じゃその官僚はなぜそういう事考えてるのか。歴史の流れを見ると、第二次大戦に到るじわじわした動きがあって、最後は日米開戦になっちゃった訳だが、今我々はそういうところへ向かっているのか。そういう動きを進めているのか。例えば5年先、10年先にはどうなるのか、ということを考えなきゃいかんと思う。とすると誰が推進しているのか、そしたら戦争したら儲かる人がいて、そういう人達がそういうことするために準備をしておる、それを官僚に言わせしめている、ということはあるのだろうか。

河井 さっきまでの議論だと、背後の力は、一つは平岡さんが言ったように、安倍は岸のおじいさんの理念をやりたい、それが根底にあるということだった。ところが官僚にはまた他の国との付き合いの関係で、やっぱり軍事力は使えるような国であるほうがやりやすいという意識があるという議論があった。今の話では、軍事産業の欲望が背後にあるということだ。

南部 集団的自衛権を一番望んでいるのは米国だと思う。アメリカは韓国に前線基地をおいている。その後方基地が日本の米軍基地ですからね。もし朝鮮半島で戦争が起きたら、今は休戦状態だが、戦争が起きたら日本からでていかなければならない。韓国からも、日本に来てもらわないといけないといってくるので、それが一番差し迫った問題だろうと私は思う。

河井 じゃ国内的なものよりも、外国の要請が大きいということか。

平岡 今のケースの場合は、日本にとっては集団的自衛権の行使をしているという概念じゃない。米軍に基地は提供してる、在日米軍は行く、というだけの話だから。今の安保条約では、日本は、日本と極東の安全のために米軍への基地提供義務を負っている。日本を防衛するための、個別的自衛権の行使は、その場面では関係ない。

井原 でも自衛隊も出ていくんじゃないか。

平岡 自衛隊も出ていくことを期待しているということか。

南部 そりゃあそういうことだと思う。もう一つ付け加えるなら、日本から軍隊が移動する場合は、事前協議の対象、つまりいままで事前協議は一切してないけど、協議の対象とする。これも一つの制約だ。そんな制約が外れるわけだ。

河井 白木さんは軍事産業の力が大きいといった。

白木 今イラクの状況をみていると、だれがこんなことしてるんだろうと思う。子どもを抱えて泣いてるお母さん達が一杯いて、結局死の商人が儲かっている。さらにもう一步進むと、人間とは戦う生き物であり、殺し合うものだという議論になる。

河井 なにが最大の力なのか、最大の理由なのかとやっていると、收拾つかなくなる。井原さんは、そこまでは踏み込まないで、集団的自衛権そのものの問題性について、これはこういうものであるからおかしいという事を、意思を表現することがまず必要だろうという意見だった。ほじくりたくなるどころだけれど、ほじくるのはこれぐらいにしたほうがいい。稲生さんは、憲法に書いてあるから、法律に書いてあるから、もうやっちゃいかん、

というところからスタートする。憲法が正しい事は間違いないと、稲生さんはそこからスタートしてる。

井原 いやいや、そうじゃなくて、今白木さんが言ったような、情勢が必要になって、集団的自衛権も憲法で認めていかなきゃいけないとなったら、正々堂々と憲法改正のルールに基づいて、国会で議論して、国民投票して決めるべきだと言うべきだと思う。

稲生 そうか。そうじゃないとおかしいか。

井原 それでそういう人が多いっていうんだったら。ま、それでも駄目だとは思いますが、こんなには怒らない。危機感はあるけど、そんな議論をぶっ飛ばして、こんな大事なことを決めていいのかっていうところを主題にして、今回やるべきじゃないかなと思う。

河井 憲法を変えないで解釈でやろうという、そこに問題があるというのか。

井原 問題があるというのではなくて 許されない、憲法違反である。もう許されない。引きずりおろさなきゃならないくらいことである。

河井 僕がちょっと心配なのは、憲法を変えちゃうかもしれない、という不安がちょっとある。

井原 あってもおかしくない。

南部 それを正々堂々とやればよいのだ。やってね、黒白はつきりさせる。その結果、憲法改正になったとしたら、それが民意だからしょうがない。

河井 自滅だ。

南部 それは納得いくことだ。

河井 納得がいくか。

井原 それはそれで反対だけど、でもしょうがない。

河井 稲生さん、納得するか。

稲生 いや、しない。絶対に。

井原 でも従来の改憲、護憲の議論の中には、国民投票法を作っちゃいかんという議論がある。憲法改正の議論はすべきじゃない、憲法 9 条を守るべきだという、根強い意見がある。

河井 そりゃあるだろう。

井原 あるけど、ちょっと私は違うんじゃないかなと思う。堂々と議論すべきだと思う。

稲生 だから徹底的に議論して、投票に持っていくという前提が絶対必要だ。それが無い。

井原 徹底的に議論してやったら、今の情勢だったら負けないと思う。それくらいの自信を持たなきゃいけない。

河井 そうすると、ここでは平和が大事で、あるという事は強調する必要はない、それは憲法に書いてあることだから、ということか。

平岡 価値観としては、やっぱり平和が大事で、戦争はだめだというような大前提に立っての展開だと思う。ただそこを決めつけてしまえば、憲法改正してでもダメだし、政策的に考えてもだめだっとなっちゃうと、今回の視点としてはちょっと難しい。本来は憲法解釈の変更によって集団的自衛権行使を認めるのはだめなんだってことに主眼をおきたいとすると、違ってくるかもしれない。

河井 その時には、ちゃんと手続きを踏んでなら良いよ、という事を言わざるを得なくな

る。

井原 いいよじゃなくて。

解釈変更はダメだと言おう

平岡 本来そうすべきものを、「本来憲法改正をする手続きを経て考えるべきものを、解釈の変更でやろうとしていることがけしからん」と言えばいい。

井原 けしからんて言えばいいのだ。

河井 憲法を変えるならやってみろ、というところまでいわないといけないか。

津田 解釈の変更がなぜいけないかといえば、内閣で憲法を変えられるとしたら不安定になるじゃないか、というふうにいっているが、そりゃ違う。この件はアメリカと関わってる問題だから、一旦解釈で決めたら、そりゃ元に絶対もどせない。

井原 なるほどね。そりゃそうかもしれない。

津田 相手がうんと言わないよ。それなのに解釈が不安定になると、そういうとんでもないことを言う人がおる。議論の対象外だと思う。

平岡 「内閣が変わるごとに憲法解釈の変更がありうるので、不安定になる」という議論が対象外ということも無いと思う。「憲法解釈の変更というやりかたはよくない」ということを主張する一つの根拠にはなると思う。

津田 このことについては元に戻せない。どんどん進む。

平岡 論理的可能性としては、次の内閣が元に戻しましょうとなったとすると、国際社会から信用されなくなってしまう。内閣が変わるごとに憲法解釈が変わって、やろうとすることが違うというような話になるわけだから。本来やってはならない事だという話をし、別に良いんじゃないかと思う。憲法解釈の変更はやってはならないんだという理由として使うのは別に悪くはないんじゃないかなと思う。

津田 そういう考え方もちょっと危険視してる。

井原 今そんなに細かい理由も要らないと思う。このやりかたはけしからんときちんと言えば良いんじゃないかな、と思う。

河井 稲生さんが平和基本法のことにも言及しているが、憲法が不動の真理をうたったものであるということを裏付けする資料として、これを使うことができる。

稲生 憲法を使って国づくりをとという視点だ。

井原 今回はそこまで踏み込まない方がいいんじゃないか。

稲生 今回提言することをまとめたと思ったので、最初に皆さんにこの内容について考えてもらおうと思って、平和基本法を出してきた。こういう事をちゃんとバックグラウンドにもっていわないと、やっぱり、憲法改正の変更によって変更することはけしからんと言っても、自分達が理想とすべきものは何なのかということバックグラウンドに持ってなきゃ、形式論だけに終わってしまう。

行使容認にたいする「反対声明」を出そう

井原 本格的に詰めながら、取りあえずこの中からちょっと「声明」みたいに、今の集団的自衛権の変更はけしからんという「声明」だけ出して、これはこれで詰めていくという手もある。今は私が言ってるようにやった方が良くないかな。この会の性格からい

っても、こうやった方がいいんじゃないかと思ってちょっと言った。

河井 これまでの「原発」および「民主主義」のように丁寧にはやれないということだろう。大事なことを箇条書きふうにして提言するということになるかと思う。

井原 「提言」というよりも「声明」。

稲生 そういう意味では、「平和基本法」の方は、やり方によっては提言ということで馴染むかもしれないですね。今提案された「声明」みたいなものが現在としては緊急かなという気がする。

河井 きょうの議論に基づいて、それを煮詰めていただきたい。大変な仕事だけど。

南部 シンプルにやろう。それでいいと思う。

稲生 じゃあたたき台として、私が書いてみよう。

白木 我々は誰に提言をするのか。

稲生 声明だったら、一般市民だ。

白木 一般市民が憲法第9条をそらで言えるか。なんとなく戦争放棄しているって事を知っていても、文章できちっと知ってる人は少ないので、最初に憲法第9条にこう書いてあると書く。

平岡 国民、一般向けという事もあるかもしれないけど、憲法解釈の変更をしているのは現政権だから、安倍政権に対して言う、という考え方もあるんじゃないか。どっちが書きやすいかだ。最後に安倍政権に強く抗議すると書けば、安倍政権向けに。安倍政権はこんなことをしている、国民は許すべきではない、と書けば、国民向けかもしれない。

稲生 両方、どっちも見られるような文章にしよう。原発の提言も一般的だ。それではこの辺で。

自由討論参加者（50音順）

稲生 慧	岩国市岩国
井原勝介	岩国市今津
河井弘志	周防大島町日前
白木茂美	岩国市平田

津田利明	岩国市桂町
南部博彦	岩国市平田
平岡秀夫	岩国市楠町
藤川俊雄	岩国市平田



